

調査概要

- ・ 請負代金や工期などの契約締結の状況についてモニタリング調査を実施し、標準見積書の活用状況や見積りに基づく協議の状況、代金の支払い状況等について、完成工事高上位の建設業者を中心に、全国の支店などに対して、各地方整備局等によるヒアリングを行った。
- ・ 本調査の結果を踏まえ、元請業者において改善すべき事項を取りまとめ、各調査対象業者に対し通知を行った。

調査対象業者への通知内容

見積依頼・提出を踏まえた双方の協議による適正な手順を経た契約の徹底等について

(国不建推第50号 令和4年10月26日付)

- 調査対象となった工事に限らず、支店長など下請負人の選定等に関与する全ての者に対して、見積依頼・提出を踏まえた双方の協議による適正な手順を経た契約の締結及び適正な施工体制の確立について、一層の徹底を図るよう周知すること。
- 別添の不適切なおそれのある事案1～7の改善すべき事項に留意し、下請契約における適正な請負代金の設定、適切な代金の支払、社会保険加入の徹底、適正な法定福利費・労務費の確保及び技能労働者への適切な賃金の支払等について、一層の徹底が図られるよう、必要に応じた措置を講じること。

調査結果を踏まえ、不適切なおそれのある事案として留意を促す内容

1. 標準見積書の活用等の働きかけについて

- ① 下請負人への標準見積書の働きかけを行っていないもの。
- ② 標準見積書以外の様式を使用している場合であっても、標準見積書の交付を求める趣旨に反して、下請負人から交付された見積書に法定福利費が内訳明示されていないもの。また、法定福利費が明示されているものの、その根拠となる労務費総額など算出根拠が不明確なもの。

2. 契約書・見積書における法定福利費の内訳明示について

- ① 当該工種における契約金額に占める労務費から想定して、法定福利費が適正に設定されていないおそれのあるもの。
- ② 下請負人が見積書において、法定福利費を内訳明示したにもかかわらず、工事費に含めた上で、さらに、下請負人が見積もった単価を大幅に減額することにより、法定福利費が適正に設定されていないおそれのあるもの。

3. 適切な社会保険に加入していることを確認できない作業員の現場入場について

設定された法定福利費から想定して、適切な保険に加入していない作業員（偽装一人親方を含む。）を現場に入場させているおそれのあるもの。

4. 合理的根拠のない一方的な値引き（指値発注）について

- ① 請負代金内訳書に元請負人が提示した合理的な根拠のない大幅な値引き額があり、それにより実質的には法定福利費や労務費を賄うことができない請負金額となるおそれのあるもの。
- ② 請負金額の総額のみで協議を行い、請負代金内訳書に下請負人が提示した大幅な値引き額について、元請負人において、十分な検証することなく、それにより実質的には法定福利費や労務費を賄うことができない請負金額となるおそれのあるもの。

5. 技能労働者の賃金上昇を阻害するおそれのある単価設定について

前年度の同種同等工事における単価に比べて、大幅に安い単価を設定し、技能労働者の賃金上昇を阻害するおそれのあるもの。

6. 労務費相当分の現金支払について

当該工種における契約金額に占める労務費から想定して、労務費相当分の現金払いがされていないおそれのあるもの。

7. 適正な施工体制の確立について

施工体制台帳、施工体系図及び作業員名簿の作成や記載内容の真正性の確認が不十分で、社会保険加入の徹底や現場に入場した者との契約関係が雇用か請負か不明確なものなど施工体制の的確な把握が行われていないおそれのあるもの。